

(一財) 徳島アグリクリエイティブ育英会 令和8 (2026) 年度奨学生募集実施要領

1. 募集の趣旨

(一財) 徳島アグリクリエイティブ育英会では、将来徳島県で農林水産業に従事、又は農林水産業振興に役立つ仕事をするために短大、大学、専門学校に進学しようとする学生に奨学金を給付して進学援助を行い、将来徳島県の農林水産業に有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。

この奨学金には返還義務はありません。ただし、第9項(1)に該当する場合は返還を要します。

2. 出願資格

- (1) 現在高校3年生で、2026年度に短大、大学、及び専門学校に進学し、将来徳島県で農林水産業や高等学校農業科、林業科、水産科の教員、又は農林水産業振興に役立つ仕事に従事したいと考えている人。

※徳島県職員もしくは高等学校の教員を志望する場合、農林水産業に関わる区分もしくは校種教科で入職すれば返還免除とする。

- (2) 学力の基準

出願者の学力は問わない。

- (3) 家計の基準

保護者に当たる方の所得(※)が対象となるが、家族数によって異なる。

4人世帯の場合で800万円を上限とする。

※給与所得者(会社員、パート、アルバイト含む)の場合：源泉徴収票の支払金額(税込)。

給与以外の所得者：所得証明書の所得金額(税込)。

- (4) 学生生活状況の報告義務を果たせる人

毎年1回2月末までに、1年を振り返って自分がどのような生活をしてきたか、将来の希望に近づいているかを、1800～2000字程度にまとめて提出する。

手書きの場合は、400字詰め原稿用紙を使用し、郵送にて提出する。

パソコンの場合は、文章作成ソフト(Microsoft社のWordなど)を用いて作成し、ファイルをメールに添付して提出する、もしくはA4用紙にプリントアウトして郵送にて提出する。

3. 給付金額と期間、送金方法、他の奨学金との併用について

- (1) 奨学金の月額

国立・公立・私立を問わず月5万円(但し 自宅通学の場合は3万円)

- (2) 給付期間

最長4年(短大、大学、専門学校在学期間)

※転学・編入学・再入学した場合も通算で同期間とする。

※留年中その他修学していない期間は給付しない。

- (3) 送金方法

原則として年に6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)それぞれ2か月分の奨学金を本人が指定した金融機関の本人名義口座に送金する。

- (4) 他の奨学金と併せて利用できるが、併用が決まった時点で徳島アグリクリエイティブ育英会に報告すること。

4. 令和8（2026）年度採用予定人数

2名

5. 出願方法

- (1) 出願受付期間 2025年8月1日～2025年9月30日（必着）

- (2) 提出先

〒770-0021 徳島県徳島市佐古一番町6-11

（一財）徳島アグリクリエイティブ育英会

- (3) 問い合わせ先

（一財）徳島アグリクリエイティブ 担当：松村、山尾

電 話：088-653-7101 （9：00～17：30）日、祭日除く

FAX：088-653-3118

メール：toku@matsumura.office-x.jp

ホームページ：https://agri-tokushima.com



6. 提出書類

- (1) 奨学生願書（この募集要項に所定したもの、写真を貼る）

写真は上半身、無帽、縦4センチ×横3センチ以内。

- (2) 志望動機書

①自らの特性（アピールできる点）の紹介（500字以内）

②入学後における学びの計画（800字以内）

③奨学金を必要とする理由（500字以内）

上記①～③全てを手書きか、パソコン入力によりメール又は郵送で提出する。

手書きの場合は、400字詰め原稿用紙を使用。

パソコン入力の場合は、A4用紙（縦に使用し、横書き）に印刷する。

- (3) 保護者の所得に関する証明書

①給与所得者の場合：源泉徴収票（コピーでも可）。

②給与所得者以外の場合：所得証明書（市町村役場の市町村民税を扱う課などで発行）。

・所得がない人には、「所得なし」「非課税」あるいは「課税台帳に記載なし」などの証明書が交付される（市民税・県民税の課税証明書でも可）。

・生活保護をうけている人はその証明でも問題ない（福祉事務所で発行）。

- (4) 戸籍謄本

出願者が記載されている戸籍謄本が必要となる。

- (5) 健康診断書

7. 7. 選考の方法と基準

(1) 選考の方法

書類審査に合格した出願者を対象に徳島市内で面接審査を行います。日程は10月上旬を予定しています。

(2) 選考の基準

書類審査は、志望動機書の内容が「募集の趣旨」に合致しているかどうかを中心として評価し、それに家計状況を加味して評価します。

面接審査は、志望動機書の内容を中心に個別面接を行い、その受け答えを面接委員が総合的に評価します。

8. 採用の通知と手続き

(1) 面接に合格した者を採用内定者として決定し、出願者および短大、大学、専門学校宛に文書で通知します。その後すみやかに在学証明書を、徳島アグリクリエイティブ育英会に提出していただき、事実確認後、本人に本採用を通知します。

(2) 手続き

連帯保証人（保護者）と連署の誓約書と奨学金受取口座指定書を提出していただきます。

9. 採用後の奨学金返還について

(1) 返還を要する者

ア) 給付期間終了後、県外で就職した場合

イ) 給付期間終了後、県内に帰ってきたが、農林水産業に無関係の職業に就職をした場合

ウ) 給付期間終了後、県内で農林水産業に就く、又は、農林水産振興に関わる職に就いたが3年以内に離職した場合

エ) 短大、大学、専門学校を退学となった場合

オ) その他、返還に値する事由がある場合

(2) 返還額

給付総額とする。金利はつけない。

但し、事情を考慮して減額することもある。

(3) 返還方法

①毎月2万円

②半年毎に12万円

③一括で総額

④上記以外については、給付・被給付者双方の話し合いの上、返還時期・金額を決定する。

(4) 返還猶予

卒業後、より専門的な勉学や研修をする場合、猶予申請書を提出審査し妥当と認められた者については最長2年間の返済猶予をする。

10. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

①休学したとき

②学生生活状況の報告義務を果たさなかったとき

11. 個人情報の取り扱いについて

出願に際し提出していただいた書類に記載された情報は、奨学金業務に限定して利用されます。その他の目的には一切使用しません。